

# 青少年育成秋田県民会議へのご寄付をお願いいたします！！

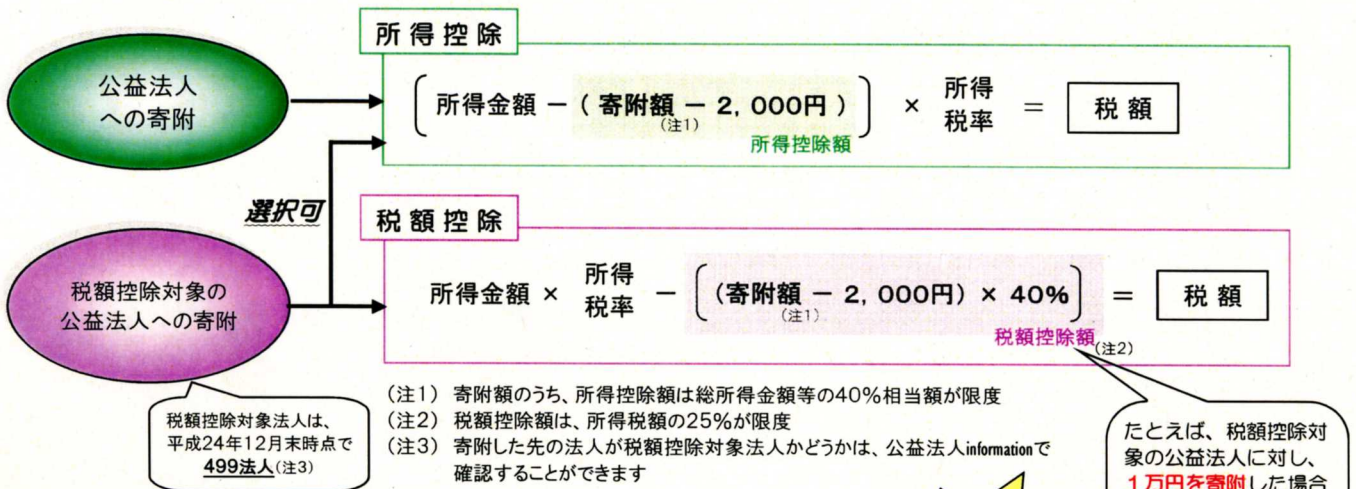
— 県民会議への寄付金は、控除されます —

## 公益法人の活動を支える税制

公益法人の活動を支えていくためには寄附による支援が必要です。このため、国民の皆さんが公益法人へ寄附した場合の税制上の優遇措置を設けています。また、法人の活動を支えるため、公益法人自らへの税制上の優遇措置も設けています。

### ①個人が公益法人へ寄附をした場合

✓ [国税] 所得税について、以下の優遇があります。(下図参照)



✓ [地方税] 個人住民税について、以下の優遇があります。

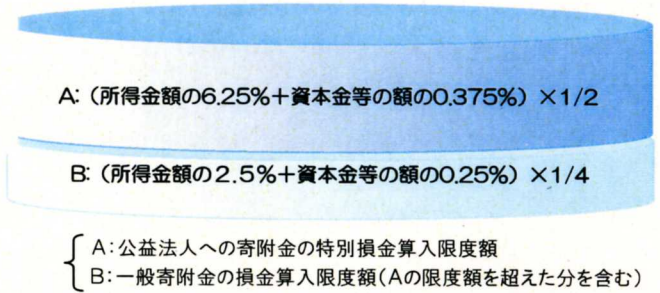
都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(公益法人に対する寄附金等)は、以下の金額を個人住民税の額から控除(税額控除)

- ア 都道府県が条例指定…(寄附金額-2,000円)×4%
  - イ 市区町村が条例指定…(寄附金額-2,000円)×6%
- ⇒重複指定であれば、(寄附金額-2,000円)×10%

！  
公益法人へ寄附をした個人が税制上の優遇措置を受けるためには、確定申告を行う必要があります。(確定申告については、お近くの税務所等にお問い合わせ下さい)

### ②法人が公益法人へ寄附をした場合

✓ [国税] 法人税について、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。(右図参照)



### ③その他の寄附金の税制優遇

- ✓ 個人が相続財産を寄附した場合の相続税の非課税
  - ✓ 個人が財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税
- 等の特例措置があります。

※ 裏面は、寄附金申込書になっております。